様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和８年　６月　18日

群馬県知事　　様

提出者　〒571-0050□
住　所　大阪府門真市大字門真1006番地
氏　名　パナソニック HVAC & CCシステムズ株式会社
代表取締役　　阿座上　徹

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　0276-61-9770

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	パナソニック HVAC & CCシステムズ株式会社
事業場の所在地	群馬県邑楽郡大泉町坂田一丁目１番１号
計画期間	令和８年４月１日～令和９年３月３１日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	業務用空調・食品システム機器など業務用設備機器の 開発/製造/販売/施工/サービス
②事業の規模	資本金　３億１００万円
③従業員数	3,700名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

（日本産業規格　Ａ列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	木くず	廃アルカリ	廃プラスチック類	汚泥	金属くず	廃油	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類		
排　出　量	879.0 t	263.4 t	315.8 t	177.6 t	39.5 t	18.2 t	7.3 t	0.6 t	t	t

（これまでに実施した取組）
・有償化（樹脂材・混合金属などの分別）
・梱包仕様の見直し、簡易化
・中身のみ納入・梱包レス納入
・自社廃棄物管理システムの活用と順法性の向上
・分別の徹底（有価物への転換）
・小型電子機器の一斉処分実施（断捨離Day）による有価物排出化
・廃パレットの有償化処分

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	木くず	廃アルカリ	廃プラスチック類	汚泥	金属くず	廃油	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	廃酸		
排　出　量	835.1 t	250.0 t	300.0 t	168.7 t	37.5 t	17.29 t	6.9 t	0.57 t		t

（今後実施する予定の取組）
・廃プラスチック類の分別精度の向上（有償化）
・木材梱包から段ボール梱包への転換
・更なる廃棄物分別の徹底
・小型電子機器の常時回収場所設置し有価物排出
・廃パレットの常時回収場所設置し更なる有償化排出

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・廃プラスチック類（ビニール・バンド）の分別徹底
・金属（混合品等）の分別
・プラスチック類、発泡スチロール、発泡ウレタンの分別排出

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・廃プラスチック（ＰＰトレー）の分別
・廃プラスチック（樹脂材）の分別
・廃プラスチックの類の分別精度の向上

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	木くず	廃アルカリ	廃プラスチック類	汚泥	金属くず	廃油	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類		
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t

（これまでに実施した取組）

なし

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	木くず	廃アルカリ	廃プラスチック類	汚泥	金属くず	廃油	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類		
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t

（今後実施する予定の取組）

なし

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	木くず	廃アルカリ	廃プラスチック類	汚泥	金属くず	廃油	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類		
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t

（これまでに実施した取組）

なし

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	木くず	廃プラスチック類	廃アルカリ	汚泥	廃油	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類		
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t

（今後実施する予定の取組）

なし

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	木くず	廃アルカリ	廃プラスチック類	汚泥	金属くず	廃油	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	廃酸		
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t

（これまでに実施した取組）

なし

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	木くず	廃アルカリ	廃プラスチック類	汚泥	金属くず	廃油	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	廃酸		
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t

（今後実施する予定の取組）

なし

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	木くず	廃アルカリ	廃プラスチック類	汚泥	金属くず	廃油	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類		
全処理委託量	879.0 t	263.4 t	315.8 t	177.6 t	39.5 t	18.2 t	7.3 t	0.6 t	t	1701.4 t
優良認定処理業者への処理委託量	0 t	263.4 t	2.7 t	16.9 t	6.5 t	14.2 t	0 t	0.01 t	t	303.7 t
再生利用業者への処理委託量	879.0 t	263.4 t	315.0 t	172.4 t	39.5 t	16.3 t	7.3 t	0.6 t	t	1693.5 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	0.0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0.75 t	5.2 t	0 t	1.90 t	0 t	0 t	t	7.9 t

（これまでに実施した取組）

・有償化（樹脂材・混合金属などの分別）
・梱包仕様の見直し、簡易化
・中身のみ納入・梱包レス納入
・自社廃棄物管理システムの活用と順法性の向上
・分別の徹底（有価物への転換）
・小型電子機器の一斉処分実施（断捨離Day）による有価物排出化
・廃パレットの有償化処分

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	木くず	廃アルカリ	廃プラスチック類	汚泥	金属くず	廃油	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類		
全処理委託量	835.1 t	250.2 t	300.0 t	168.7 t	37.5 t	17.3 t	6.9 t	0.6 t	t	t
優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t	250.2 t	2.6 t	16.1 t	6.2 t	13.5 t	0.0 t	0.0 t	t	t
再生利用業者への処理委託量	835.1 t	250.2 t	299.3 t	163.8 t	37.5 t	17.3 t	6.9 t	0.6 t	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0 t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.7 t	4.9 t	0.0 t	1.8 t	0.0 t	0 t	t	t

（今後実施する予定の取組）
・廃プラスチック類の分別精度の向上（有償化）
・木材梱包から段ボール梱包への転換
・更なる廃棄物分別の徹底
・小型電子機器の常時回収場所設置し有価物排出
・廃パレットの常時回収場所設置し更なる有償化排出

電話番号　0276-61-8077

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

提出 (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理の工程

